

農業関係の補助金で、中国四国農政局からの経営所得安定対策事業の飼料米の補助金や水田活用直接支払交付金等、町からの猪防護柵設置事業補助金等です。

⑩ 未来奥津の雑収入179万円は何か。

施設利用の電気代や中国電力より原子力立地給付金等です。

⑪ 上齋原振興公社の当期経常増減額がマイナス2,380万円になっている要因は。

恩原高原スキー場開設以来の雪不足のため、スキー場の営業日数が少なかったことが最大の理由と考えます。

⑫ ファーム登美の営業損失が1,152万円で、雑収入が1,365万円の内容は。

給料、賃金が主であり、残りは修繕料等です。農業の生産調整に伴って受ける補助金や交付金を営業外収益として計上しているためです。雑収入は、農業関係の補助金を計上し、中国四国農政局からの水田活用直接支払交付金や、鏡野町からの中山間事業補助金などを計上しています。

★第3セクターの根本的改革について

① 各社の社長及び理事長は町長ではなく、他の人へ変わったほうが経営改善になるのでは。

各第3セクターとも収支や経営状態が不安定です。現在の役

職員は無給であり、他の有能な方へ変わることは可能ですが、当然給料が必要となり、現在の状況ではその余力はありません。現時点では外部からの導入は考えていません。

② 障がい者が働ける施設または職種を設け、自立支援を行えば良いと思うが、町長の所見は。

一部の第3セクターでは既に働いていただいています。しかし、黒字化を目指している状況の中、新たな自立支援の取組み等を行う場合、相応の指導者等の確保も必要であり、なかなか困難だと思います。今後、部署ごとでの検討も必要だと思っています。

③ 住民や企業を巻き込み、出資金を募り新しい経営体質も考慮すべきではないか。

そのような運営方法もあると思います。現在は、各第3セクターとも経営が安定しておらず、赤字の会社もあります。先ず、経営の立て直しと安定化が必要と考えます。

★ 独立できるものは計画的に進め、株式会社は責任体制が明確で成果も分配され、社員はやる気があるとと思うが

今回報告した5つの第3セクターの内、3つは既に株式会社ですが、現在の状況では非常に厳しいと思います。

町から独立して健全経営を行うことは、第3セクター設立時の本来の目的であり、目指すべきところであると認識していますが、地元の雇用の現状も含め、事業

内容は地域的、分野的に、行政が行うべき事業に近い部署も多く抱えています。企業の求める効率化、黒字化を常に追い求めるような部署ばかりでは無いため、事業内容を検討しながら経営を行いたいと考えます。

★ 今までの不祥事の解決に向けて

① 香典返し横領事件の再調査状況は。

新たに行っていません。町が収集している事実、資料は全て警察へ渡しています。

② 受付者一名は確定しているが、その後香典返しをどのように扱ったのか。

警察で捜査が行われていますので答弁は控えます。

③ 香典返しの被害者に再度調査協力してもらっていると思うが反応は。

新たに行っていません。町が収集している事実、資料は全て警察へ渡しています。

④ 香典返し横領者に正直に告白できる方法を考えてほしいが、町長の所見は。

警察で捜査が行われていますので答弁は控えます。

⑤ 香典返し寄付金を速やかに社会福祉協議会に届け、町から再度被害届を出すべきだと思うが、町長の所見は。

今まで何度も答弁していますが、鏡野町社会福祉協議会が被害届を出したことは、問題ないと考えています。

⑥ 放課後児童クラブ保育料の職員同士の授受に相違がある件の調査結果は。

現在も捜査中です。

⑦ 2つの事件が未解決のまま任期を終えるのか。

事件の早期解決を願うところです。

★ 税の徴収について

① 納税者の権利は守られているか。

納税者の権利のうち、納税の猶予、滞納処分等の執行停止を受ける権利については、国税通則法及び国税徴収法等の各法令に基づき、権利侵害には常に留意のうえ、徴収業務を実施しています。また、その他の権利についても、同様に慎重を期しており、納税者の権利は守られています。

② 法で禁止されている生活保護費、児童手当等の差し押さえについて。

生活保護期間中は執行停止であり、児童手当は対象外とする等、適切に処理されています。

③ 承諾書について。

納税誓約書に記載された誓約事項の履行がない場合、国税徴収法の規定に基づき、納税者の同意を得て承諾書を徴取しており、過度の対応はないものと考えています。

★ 公共交通機関の充実について

① 現状の町営バス・福祉バスの利用状況は。

町営バスの利用者数は9,610人であり、他に津山・富線共同バスが5,654人、上齋原・マルナカ線が1,894人、富・勝山線が1,051人です。

また、奥津地域福祉バスが2,828人、上齋原地域のトロリンバスが3,474人、富地域福祉バスが1,268人で利用者数はほぼ横ばいです。

② 町民ニーズにあった交通体系になっているか。

町民アンケートの実現のため、鏡野病院にバス停を設けたり、上齋原・マルナカ線の運行などを開始しました。

法律で交通空白地のバス運行が無い所しか、新たなルートを開けることが出来ないため、全ての要望には応じることが出来ない状況です。

③ 交通事業者との連携について。

現在の道路運送法等で、新たな路線検討を行う場合、上齋原・マルナカ線のように、中鉄北部バスを運行主体とすることで実現できたルートもあり、例えば、こんごバスと町営バスの接続、町営バスの形態で鏡野・上齋原間の運行を考えるにしても、交通事業者との連携は必要不可欠です。

現在、町商工会の中で、交通弱者対策特別委員会が組織され、町からも参加して、デマンド交通等が実現できるか等、連携しての協議も行っています。